

銚田市立大洋小学校PTA会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は銚田市立大洋小学校PTAとし、事務局を大洋小学校におく。

(会員)

第2条 本会の会員は、正会員と特別会員とする。

正会員は大洋小学校に在籍する児童の保護者と大洋小学校に勤務する教職員とし、特別会員は本会の趣旨に賛同する者とする。

(目的)

第3条 本会は、学校と家庭、地域社会の連携を密にすることにより、児童の健全な成長と福祉の増進を図り、教育の向上、発展を期することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、概ね次の事業を行う。

- 1 児童の学習、健康、福祉の向上に関する事
- 2 児童の保護及び指導に関する事
- 3 学校の教育環境の整備に関する事
- 4 学校及び家庭、地域との連携に関する事
- 5 会員相互の交流と教養の向上に関する事
- 6 関係団体、諸機関との連携に関する事
- 7 その他前条の目的達成のために必要な事

(活動方針)

第5条 本会は次の活動方針に従って活動する。

- 1 本会は、自主独立の任意団体であり、第3条に定める目的を共有する団体や機関と協力するが、他のいかなる団体の支配、統制、干渉を受けない。
- 2 特定の政党や宗教に偏らず、また、営利を目的とする活動は行わない。
- 3 本会又は本会役員の名を使用して、公職選挙の候補者を推薦しない。
- 4 学校に対して、第3条の目的達成に必要な資料を提供し意見を具申するが、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

第2章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名 (学校長)
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 5名 (内1名は教頭)
- (4) 監事 2名 (他の役員との兼務はできない)
- (5) 幹事 6名 (書記・会計、保護者4名・教職員2名)

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
- 3 監事は、会計とその営む事業を監査し、総会に報告する。
- 4 幹事は、会長の指示に従い、本会の庶務(書記・会計等)を行う。

(任期)

第8条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が第2条に規定する正会員の地位を失った場合には、当該役員の仕事する旧小学校区から新たな役員を充てるものとし、その任期は当該役員の仕事期間とする。

(役員選出)

第9条 役員は会員の中から次のとおり選出する。別に内規を定める。

- 1 会長、副会長、監事は、旧小学校区より選出し、総会で承認を受ける。
- 2 幹事は会長が委嘱する。但し、教職員に委嘱するときは、学校長の承認を得るものとする。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、会員・非会員を問わない。顧問は会長の諮問に応じる義務を負い、役員会の推薦により会長が委嘱する。

第3章 常任委員会

(常任委員会)

第11条 本会に次の常任委員会を置き、事業の遂行にあたる。

- (1) 教養委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 図書委員会
- (4) 環境委員会
- (5) 学年委員会
- (6) 家庭教育学級委員会
- (7) 子育てネットワーク委員会

(任務)

第12条 常任委員会の任務は次のとおりとする。

- 1 教養委員会は、運動会、親善球技大会、教育講演会・講習会を企画・運営し、会員の教養を豊かにし、その親睦を図る。
- 2 広報委員会は、本会活動の情報発信と理解、啓発を図る。
- 3 図書委員会は、児童の読書環境に関する充実に努める。
- 4 環境委員会は、児童の校外生活の指導と安全な環境の維持、改善に努める。
- 5 学年委員会は、同学年・同学級の会員の連絡、調整と意思疎通を図り、共通する課題への対応に努める。
- 6 家庭教育学級委員会は、家庭教育のあり方を研究する。
- 7 子育てネットワーク委員会は、他校との交流と教養の向上に努める。

(選出)

第13条 常任委員会の委員は学級から選出し、委員長及び副委員長を互選する。

(任期)

第14条 常任委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(細則への委任)

第15条 常任委員会の活動内容、常任委員の人数及び選出方法等については、別に細則を定める。

第4章 総会

(構成)

第16条 総会は、正会員で構成し、本会の最高決議機関とする。

(会議)

第17条 総会は年1回定期に開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

(総会)

第18条 総会は次の事項を審議し、決議する。総会の議長は、役員以外の会員から選出する。

- 1 会則の改廃
- 2 事業計画及び事業報告
- 3 予算及び決算
- 4 会計監査状況の報告
- 5 役員(会長、副会長、監事)の承認
- 6 その他、本会の運営上会長が必要と認めたこと

(定足数)

第19条 総会は、委任状を含め正会員の3分の1の出席により成立し、出席者の過半数により決議する。可否同数の場合は、議長が決することができる。

第5章 会議

(会議)

第20条 本会の会議は、役員会、運営委員会、合同委員会、特別委員会、常任委員会とする。

(役員会)

第21条 役員会は、監事を除く役員で構成する。役員会は会長が必要と認めたときに開催し、会務の遂行上の課題の整理と連絡、調整を行い、運営委員会で扱う議事について審議する。

(運営委員会)

第22条 運営委員会は、監事を除く役員、常任委員会委員長、学校代表者により構成する。

(運営委員会の任務)

第23条 運営委員会は会長が必要と認めたときに開催し、次の事項を審議し執行する。

- 1 事業計画の具体化と予算の活用
- 2 常任委員会間の連絡、調整
- 3 役員の推薦、選出
- 4 役員選出内規、常任委員会細則、慶弔規定等の変更
- 5 その他会の運営上必要なこと

(合同委員会)

第24条 合同委員会は、監事を除く役員、常任委員会で構成し、PTA活動全般について意見交換・調整を図る。

(特別委員会)

第25条 特別委員会は、監事を除く役員、常任委員会正副委員長と会員の中から会長が委嘱し、必要に応じて臨時的に開催する。

(常任委員会の開催)

第26条 常任委員会は、会長の了承を得た上で各常任委員長が開催する。常任委員会の事業は運営委員会の決定に反しない範囲で執行される。

第6章 会計

(経費)

第27条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

(会費)

第28条 本会の会費は、一戸当たり月額500円とする。ただし、特別会員からは徴収しない。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 その他

(慶弔規定)

第30条 本会の慶弔に関する規定は別に定める。

付 則

本会則は、令和4年4月23日より施行する。

PTA組織図

